

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令要綱

第一 旧退職年金等の高額所得による支給停止

旧退職年金等の高額所得による支給停止に関し必要な事項を定めるものとする。 (附則第二条関係)

第二 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正

地方議会議員共済会に関する規定を削除するものとする。 (第一条関係)

第三 平成二十三年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令の廃止

平成二十三年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令を廃止するものとする。 (第十

六条関係)

第四 その他関係政令の一部改正

その他関係政令の一部を改正するものとする。

第五 施行期日

この政令は、平成二十三年六月一日から施行するものとする。ただし、第一に関する規定は、同年

九月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)